

第4次さむかわ男女共同参画プランにおける基本理念、基本目標等について（案）

1 基本理念

『男女共同参画社会の形成』

平成11年6月に施行された男女共同参画社会基本法には、「男女共同参画社会の形成」について次のように定義されています。

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

寒川町では、「男女がともに、自らの能力を發揮し、個性を伸ばし、自由に生き方を選択できる社会をつくること」が、『男女共同参画社会の形成』という基本理念の実現につながると考えます。

そのためには、個人個人の意識の向上はもちろんのこと、性別による固定的な役割分担意識にとらわれない価値観や社会の仕組みをつくることが必要です。

この計画では、基本理念の実現に向けた基本的な考え方を3つに整理し、それぞれ次のように定めて、寒川町における男女共同参画社会の形成に取り組みます。

<基本的な考え方>

① 人権が尊重され、男女が平等な地域社会づくり

人権の尊重と男女平等は、基本的人権として日本国憲法に明記されています。

しかし、現実の社会の中では、女性が女性であるというだけで、その能力を発揮する機会を十分に与えられなかつたり、その能力や実績を正当に評価されないといった不平等が存在しています。

こうした不平等のもとには、性別による固定的な役割分担意識など、偏った男女観があり、女性に対して不利益なだけでなく、男性の生き方の自由な選択を阻むことにもつながっています。

そのような差別や偏見をなくし、それぞれひとりの個人として尊重され、平等に扱われる必要があります。

② 男女が自立し、あらゆる分野に参画できる地域社会づくり

男女平等の意識は広まっているものの、現実的には家庭・地域・職場などで「男だから、女だから」という固定的な役割分担意識がまだ残っています。

真に豊かな社会を実現するためには、男女ともに自立し性別にかかわりなく個人を尊重するという意識を持つことが大切です。

③ いきいきと安心して暮らせる地域社会づくり

地域社会は、そこに住む人々やそこで活動する人々が互いに支え合うことが大切ですが、ライフスタイルの多様化により、人々の地域社会への関心が薄れています。

男女ともに、健康で、いきいきと安心して暮らしていくためには、地域社会において、そこでかかわり合う人々の連帯意識を醸成することが必要です。

2 基本目標

基本理念に基づいて、男女共同参画社会の形成を実現するため、次の 4 つの基本目標を掲げ、具体的な事業を展開します。

(基本目標)

I 社会の様々な分野での男女共同参画の促進

職場や地域などあらゆる分野において、男女が社会の対等な構成員として参画できることは、男女共同参画社会の形成にとって不可欠なことです。特に、女性が政策や方針決定過程、団体の意思形成の過程に関わることは、社会の構成員の意思を適切に反映する意味でも重要です。

平成 24 年の労働力人口にしめる女性の割合は 42.2% であるものの、町の審議会等への女性の参画についても、まだ十分とは言えません

また、自治会などの住民活動という視点で見ても、女性の参加そのものは多いもののリーダー的立場での参画となると、まだまだ少ないので現実です。

そこで、事業所等をはじめ様々な場面に女性が登用されるよう促進するとともに、女性が様々な分野で活躍していくための意識啓発や学習機会の充実を図ります。

(施策の基本的方向)

1 政策や方針決定過程などへの女性の参画の促進

町も含めて、事業所等における女性従業員の割合や管理職に占める女性の割合は、依然として低い水準にあります。

また、町の審議会等への女性の参画についても、委員構成における男女比に配慮するよう努めているものの、まだまだ十分な状況とは言えません。

自治会をはじめとする様々な住民活動の状況を見ても、女性リーダーの存在については、まだまだ少ないというのが現実です。

こうした状況を踏まえ、職場や地域において女性が積極的に参画し、社会の構成員としての意思を適切に反映できるように、町の様々な政策や民間団体の方針決定過程における女性の参画機会の拡充を促進します。

(施策の内容)

(1) 事業所等への女性登用の促進

町内の各事業所等に対して男女の雇用機会均等の啓発を行い、女性の雇用を促進するとともに、管理職への積極的な女性登用を促進します。

(2)町審議会等への女性委員の登用

(審議会等の性格に応じて)男女が均衡のとれた構成比になるよう登用率の目標値を設定し、それぞれの審議会等に相応しい意見の反映ができるようにします。

(3)住民活動などにおける女性登用の促進

住民活動への女性の参加をより一層促進することにより、将来リーダーになるべき女性を育てようとするものです。

(施策の基本的方向)

2 女性の活躍のための支援

職場や地域において女性が積極的にリーダーとして活躍するためには、所属する組織が積極的な女性登用を推進する一方で、女性自身の意識啓発や能力開発が必要です。

そこで、就業や住民活動について積極的に取り組む女性のために、講座等による意識啓発や能力開発、様々な情報提供による就職・再就職の支援を行います。

(施策の内容)

(1) 女性の人材育成の充実

女性がその個性と能力を發揮して、これまで女性が少なかった分野や管理職登用など政策や方針の決定過程への参画を目指すための意識啓発や、**ライフステージに応じた活躍ができるようキャリアアップに必要な能力開発の機会充実を図ります。**

(2) 女性の社会参画に関する情報提供

資格取得やスキルアップのための講座情報や就職・再就職など採用に関する情報を提供します。

(基本目標)

II 異性に対する暴力の根絶と男女の人権の尊重

あらゆる暴力は人権侵害であり、決して許されるものではありません。

男女共同参画社会の形成は、性別にかかわらず一人ひとりの人権が尊重され、個人が自由な意思のもと、各分野で能力が発揮できるようにすることが求められます。

そこで、男女の人権尊重の意識啓発と相談事業、情報提供の充実を図ります。

(施策の基本的方向)

1 異性に対する暴力の根絶

暴力は、いかなる理由であろうと決して許されるものではありませんが、配偶者などからの暴力（ドメスティック・バイオレンス、以下「DV」と言う。）や性的な嫌がらせ（セクシュアル・ハラスメント、以下「セクハラ」と言う。）は、残念ながら身近なところで実際に起きています。

DVやセクハラについて、被害防止のための町民への意識啓発を積極的に行うとともに、被害者のための支援体制の充実を図る必要があります。

そこで、DV防止に関する情報提供やセクハラ防止の研修会等の開催により、町民や事業所等への意識啓発を行うとともに、DV相談や緊急一時保護事業による被害者への支援を推進するなど、DVやセクハラの防止対策を推進します。

(施策の内容)

(1)配偶者などからの暴力防止に関する意識啓発と被害者への支援

DVに関する様々な情報を発信し、町民がDVの被害者にも加害者にもならないよう意識啓発を図ります。

また、被害者が最初に接する相談窓口として、関係機関との連携により被害者の保護を行います。

(2)セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進

広報紙などでセクハラ防止のための情報を発信し、町民への意識啓発を図るとともに、人権相談や関係機関での相談窓口についての情報を提供します。

(施策の基本的方向)

2 人権尊重のための対策

人権問題は、性別や職種、年齢、国籍などにかかわらず様々な場面でおこりうることです。権力や地位を利用した嫌がらせ（パワーハラスメント、以下「パワハラ」と言う。）や人種差別、子どもや高齢者など社会的弱者への虐待といった様々な人権侵害への対応と防止対策が求められています。

(施策の内容)

(1)人権侵害に関する支援

各種の相談業務の実施や関係機関との連携を図るとともに、広報紙やホームページ、町施設を通じて人権侵害の防止についての情報提供により、町民の意識啓発を行います。

(施策の基本的方向)

3 生涯を通じた心身の健康づくりの充実

心身ともに健康で自立した生活を送ることは、男女を問わず様々な分野において、個人がその持てる能力を発揮し活躍するための大前提です。

そして、一人ひとりの人権が尊重され、十分にその能力が発揮されるためには、男女がお互いの性についてよく理解し、尊重することが大切です。

(施策の内容)

(1) 男女の心とからだの健康づくりへの支援

心身の健康保持や増進のために、町民の健康づくりを支援します。

(2) 性に関する正しい理解と普及啓発

男女がお互いの性を尊重し、女性の生涯を通じた健康の保持増進を図ります。また、発達段階に応じた適切な性教育や性に関する情報提供の充実をはかります。

(基本目標)

Ⅲ 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）推進のための環境づくり

男女共同参画社会の形成によって、誰もが仕事と家庭生活、地域生活、個人の自己啓発や趣味など様々な活動について、自ら希望するバランスで調和のとれた生活ができるることを目指します。

そのためには、男女ともに、その価値観やライフスタイルに応じた多様な働き方ができるような労働環境と、仕事と家庭・地域活動との両立が可能な環境をつくることが求められます。

そこで、男女雇用平等の意識啓発や労働相談に関する情報の提供、保育環境の充実や家事・育児・介護などへの男性の参加促進などを図ります。

(施策の基本的方向)

1 就業環境における男女共同参画の促進

男女共同参画社会の形成にとって、男女雇用機会均等法や労働基準法などの関係法令に基づいて、事業所等における労働環境が整備されることは、とても重要です。

法令に基づく男女平等な雇用など雇用環境整備の意識啓発を図るとともに、雇用環境改善のための様々な講座や相談業務について、情報提供を行います。

(施策の内容)

(1) 男女平等な雇用の促進

主として事業所等を対象に、男女雇用機会均等法などの周知を行い、意識啓発を図ります。

(2) 女性の就業のための支援の充実

正規雇用、非正規雇用の賃金格差や労働条件改善に向けた様々な講座や相談、就職に向けた面接会などの情報提供を行います。また、関係機関と連携しながら就職面接会や相談会を開催します。

(3) 子育て・介護などの制度の周知及び普及の促進

事業所等や労働者に対して、育児や介護のための休業制度について周知し、制度の普及を促進します。

(施策の基本的方向)

2 仕事と家庭・地域活動との両立の支援

夫婦共働き世帯の増加に伴い、保育園や児童クラブなど子育て環境を支援する事業について、さらなる充実が求められています。

家事や育児、介護などの家庭生活においては、性別による固定的な役割分

担意識が根強いことや職場等での育児・介護休業への理解などの問題から、まだまだ女性にその役割が偏っているのが現状です。

男女がともに仕事と生活の調和のとれた日常を送るためにには、育児や介護などを男女が協力して担うことが重要です。

また、清掃や防災などの地域活動については、全国的に男女とも参加状況は低いものの、社会への貢献意識は高いものがあります。

個人の事情や希望、人生の段階に応じて、自ら希望するバランスで仕事と生活が両立できるよう支援します。

(施策の内容)

(1) 子育て・ひとり親家庭への支援

男女の多様な働き方を支援するため、子育て環境の充実を図るとともに、子育てに関する相談や情報提供を行います。

また、母子家庭や父子家庭の自立に向けた支援に取り組みます。

(2) 男性の家事・育児・介護などへの参加の促進

各種講座の開催や情報提供により、男性が家事や育児、介護に参加しやすくなるよう意識啓発を図ります。

(3) 地域活動への参加の促進

広報紙やホームページなどで地域活動に関する情報提供を行い、男女の地域活動への参加を支援します。

(基本目標)

IV 男女共同参画促進ための意識づくり

男女共同参画社会の形成を実現するためには、職場や地域、家庭や学校といったそれぞれの場で、町民一人ひとりが、性別による固定的な役割分担意識を見直していくことが必要です。

そこで、職場や地域において男女平等意識や男女共同参画についての理解を深めるための研修や講演会などを実施することにより、町民への意識啓発を図ります。

また、家庭において男女共同参画意識の醸成を図るとともに、学校においては男女平等教育推進と学校教育関係者への意識啓発や研修の充実を図ります。

(施策の基本的方向)

1 職場や地域における意識づくりの推進

職場における男女平等意識についてはまだまだ低いという認識が強く、改善が望まれています。事業所等において労働環境が整備されることと同様に、そこで働く人達の意識が高まることがとても重要です。

また、地域活動についても、性別にとらわれず男女が積極的に活動に参加することが重要で、そのための意識啓発を図ります。

(施策の内容)

(1)職場における意識啓発

事業所等における男女共同参画理解のための研修会実施を促進します。

(2)地域における意識啓発

男女共同参画に関する講演会などを開催して、町民の意識啓発を図ります。

(施策の基本的方向)

2 家庭や学校における意識づくりの推進

将来を担う子ども達に、家庭生活を通して男女平等の意識を持ってもらうことはとても大切です。そのためには、まず親の男女共同参画に対する意識を高めることが必要であり、そのための講座などを開催します。

学校においても、子ども達に対する男女平等についての教育とともに、学校教育関係者への意識啓発が重要であり、そのために必要な学習や研修を開催します。

(施策の内容)

(1)家庭における意識啓発

生活に密着した講座や講演会を通じて、男女がお互いの役割を理解し、尊重する意識の醸成を図ります。

(2)学校における意識啓発

児童・生徒向けに人権尊重を基礎とした人権教育を推進するとともに、学校教育関係者向けに各種の研修会を実施し、意識啓発を図ります。